

入札説明書

在宅用酸素供給装置賃貸借契約

令和8年7月9日

独立行政法人地域医療機能推進機構 東京山手メディカルセンター

独立行政法人地域医療機能推進機構 東京山手メディカルセンター（以下、東京山手メディカルセンターという）が行う在宅用酸素供給装置賃貸借契約については、仕様書に定めるものの他にこの入札説明書によるものとする。

1 経理責任者

東京山手メディカルセンター院長 橋本 政典

2 競争に関する事項

(1) 調達内容

在宅用酸素供給装置賃貸借契約

（詳細は仕様書による。）

(2) 履行期限（期間）

令和8年9月1日から令和9年8月31日まで

(3) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構

東京山手メディカルセンター

3 競争参加資格

- (1) 独立行政法人 地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条及び第6条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

【参考】 第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び会計命令者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八 前各号に類する行為を行った者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

(2) 全省庁統一資格の一般競争参加資格において、「A」、「B」又「C」、「D」の等級に格付けされ関東甲信越地区の参加資格を有する者であること。

(3) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則第4条の規程に基づき、経理責任者が定める資格を有するものであること。

【参考】 第4条 地域医療機構が行う一般競争に参加できる者は、全省庁の統一資格審査により定める物品の製造・販売等の競争契約の参加資格又は厚生労働省が定める建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争契約の参加資格を得た者とする。

2 前項の一般競争参加資格に基づき、一般競争を実施する場合において、当該競争において必要とされる等級を有する者が僅少であるときは、予定価格に対応する等級に加え次の各号に定めるところより当該資格の等級に格付けされた者を当該競争に参加させることができる。

一 建設工事 直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

二 測量・建設コンサルタント等直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

三 物品製造等（物品の製造・物品の販売・役務の提供等及び物品の買受け）物品の製造、物品の販売及び役務の提供等にあつては、予定価格に対応する等級がA等級の場合は二級下位の「B、C」に、B等級の場合は直近の上位及び下位の「A、C」又は二級下位の「C、D」に、C等級の場合は直近の上位及び下位の「B、D」に、D等級の場合は直近の上位の「C」に、物品の買受けにあつては、直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

3 前2項の規定にかかわらず、審査会において特に参加資格を認めた者については、当該競争に参加させることができる。

4 経理責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、第1項の資格を有する者につき、更に必要な資格要件を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しないものであること。

【参考】 第2条 この規程において反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- 二 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- 四 暴力団関係企業（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- 五 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 六 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 七 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを持ち、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- 八 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

(6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金保険
- ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③船員保険
- ④国民年金
- ⑤労働者災害補償保険
- ⑥雇用保険

（注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- (7) 旧運営委託法人と関連のある法人でないこと。

4 競争参加資格確認のための書類関係

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、令和8年7月27日 12:00までに次の書類を経理課契約係に提出し、その確認を受けるものとする。当該書類は経理責任者等において審査するものとし、採用しうると判断された者のみを競争参加の有資格者とする。
なお、経理責任者等から当該書類について説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

当該書類を審査した結果、採用不可と判断した者については、
令和8年7月30日 17:00までに経理責任者等より連絡する。

- ① 競争参加資格確認申請書
- ② 入札参加申込書
- ③ 行政関係機関から送付された競争参加資格審査結果通知書の写し
通知書の内容
 - ・「役務の提供等」の提供で前項の条件に適した格付けをされていること。
 - ・契約履行期限が有効期間中であること。
- ④ 保険料納付に係る申立書 ※証明する書類は、指示した場合のみ提出
- ⑤ 反社会的勢力排除に関する誓約書
- ⑥ 談合等の不正行為に関する誓約書
- ⑦ 仕様証明書

※提出いただいた書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

- (2) 書類の提出場所

東京都新宿区百人町三丁目22番1号
東京山手メディカルセンター 経理課契約係

5 入札執行の日時及び場所

令和8年7月31日 10時30分
東京山手メディカルセンター 3階 大会議室

入札書の提出場所及び受領期限（郵送の場合）

場 所： 東京山手メディカルセンター 事務部経理課契約係

受領期限： 令和8年7月30日 12時00分

〔委任状・競争参加資格確認通知書の写しも同封するが入札書は封入された封筒とは別にすること〕

6 入札方法

- (1) 入札書の様式は、別紙様式2にて作成し、封筒に入れ、表面に宛名（東京山手メディカルセンター 院長殿と記載）及び「[入札件名]の入札書在中」、裏面に入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名）の記載をすること。
- (2) 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

- (3) 第一交渉権者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
- (4) 入札書の日付は入札日（競争執行日）を記入のこと。
- (5) 入札書には総額を記入すること。

7 入札の無効

- (1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (2) 次の各号に該当する入札書は、無効とする。
 - ① 同一事項の入札について、入札者又はその代理人が他の入札者の代理をしていると認められる場合
 - ② 明らかに談合によると認められる入札を行った場合
 - ③ 入札金額が訂正してある場合
 - ④ 入札者の記名押印もしくは入札者の記名及び代理人の記名押印が欠けている場合
 - ⑤ 誤字・脱字（数字の脱字を含む）等により意思表示が不明確な場合
 - ⑥ 入札の目的に示された要件と異なっている場合
 - ⑦ 条件が付されている場合
 - ⑧ 同一入札書が2通以上投入されてある場合
 - ⑨ 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札されている場合
 - ⑩ その他、指示に従わなかった場合

8 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

9 代理人による入札

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書提出時に別紙様式3による委任状を提出すること。復代理人が入札する場合は代理人との委任関係を明らかにする書類も併せて提出すること。
- (2) 委任状の日付は、入札日を記入すること。
- (3) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について、他の入札者の代理人を兼ねることができない。

10 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又はその代理人（復代理人を含む）を立ち合わせて行う。
- (2) 入札に立ち会う者は、各社二名までとする。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできない。

11 交渉権者の決定方法

- (1) 入札案件を履行できると経理責任者が判断した入札参加者であって、契約細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格（総価）の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を第一交渉権者とする。ただし、第一交渉権者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した次順位の者を交渉権者とする。
- (2) 開札した場合においては、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (3) 第一交渉権者となるべき同価の申し込みをした者が2人以上ある場合には、直ちに当該入札者又は代理人にくじを引かせて第一交渉権者を決定する。
- (4) 経理責任者は、契約の第一交渉権者が決まった場合は、直ちにその者と交渉し、契約価格を決定しなければならない。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結にいたらなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができる。

12 契約金額

入札において、交渉権者となった業者と価格交渉の末、金額の100分の110に相当する金額を契約金額とする。

ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を契約金額とする。

13 入札保証金

全額免除する。

14 契約保証金

全額免除する。

15 支払条件

支払日：別途打ち合わせとする。

16 契約書

- (1) 落札者を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- (2) 会計命令者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

17 契約に係る情報の公開

独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則第40条の規程に基づき、当院との関係に係る情報を当院のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

【参考】 第40条 経理責任者は、地域医療機構の支出の原因となる契約であって、予定価格が200万円（賃借料又は物件の借り入れの場合は150万円）を超える契約（第26条第2号の規定により契約した場合を除く。）を締結した場合には、契約締結の日の翌日から起算して72日以内に次に掲げる事項をホームページにおいて公表しなければならない。

- 一 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
 - 二 経理責任者の氏名、名称及び所在地
 - 三 契約を締結した日
 - 四 契約の相手方の氏名及び住所
 - 五 一般競争入札又は指名競争入札及び公募型企画競争の別によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
 - 六 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は地域医療機構の事務若しくは事業に支障が生じるおそれがないと認められるものに限る。）
 - 七 契約金額
 - 八 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率（小数点以下第二位を四捨五入する。））（予定価格を公表しない場合を除く。）
 - 九 随意契約によることとした理由（随意契約を行った場合に限る。）及び会計規程等の根拠条文
 - 十 厚生労働省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に地域医療機構の常勤役職員であったものが役員として契約を締結した日に在職していれば、その人数
 - 十一 その他必要な事項
- 2 前項の規定による公表は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで行うものとする。

18 入札参加者の一般的心得、その他必要事項

- (1) 入札参加者は、入札公告、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。これについて疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。入札後、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札者又はその代理人が当該本人であることを確認するため、身分証明書又は名刺等の提示又は提出を求めることができる。
- (3) 入札指定時刻に遅刻した者は、入札場所に入場することはできない。ただし、特別な理由により指定時刻までに参集できない場合で、客観情勢の許される範囲内で定刻までに参集した他の入札参加者の了解を求め、入札開始時刻を若干遅延させることがある。
- (4) 入札者又はその代理人は、契約担当者等の指示によるほかは入札場所から中途退場することができない。
- (5) 初度入札で無効となった者又は再度入札において辞退した者は、その後の入札に参加できない。

- (6) 初度入札に参加しなかった者は、特に指定のある場合を除き、直ちに再度入札を行い、**再度入札は原則として4回までとする。**
- (7) 初度入札(開札)に参加しなかった者は、再度入札に参加できない。
- (8) 入札参加者は、その提出した入札書を引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 落札決定後、落札者が契約担当者の指示に従わず、速やかに契約手続きに入らない場合は、落札の決定を取り消すことができる。この場合において、東京山手メディカルセンターに損害を与えたときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として請求することができる。

19 本件に関する照会先

〒169-0073

東京都新宿区百人町三丁目22番1号

東京山手メディカルセンター 経理課契約係

TEL 03-3364-0251

FAX 03-3364-5663

E-mail: keiyaku@yamate.jcho.go.jp